平成 28 年 9 月 27 日

ガスシステム改革に関する制度設計専門会合への意見書

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 大石美奈子

ガスシステム改革の目的は、『ガス料金の最大限の抑制』『需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大』です。『料金の最大限の抑制』に関することとし、電力自由化においては既存 10 社に 2020 年までは規制料金の経過措置を残し、自由化後の競争状態を見て料金規制を撤廃するとなっているのに対し、都市ガスは、オール電化やLPガスなど他燃料との代替性があるとして、実際に都市ガス同士の競争を確認せずに、4 月の自由化と同時に 12 社以外のほとんどの都市ガス事業者の料金規制が撤廃される予定となっています。

しかし他燃料に転換するには費用がかかり、マンションなどの集合住宅や特に賃貸住宅の場合には燃料転換はほぼ不可能です。加えて、年金生活や低所得家庭の場合、転換工事負担が大きいと一方的な値上げがあった場合でも受け入れざるを得ません。このまま、4月からガス料金規制が廃止された場合、LPガスと同様の不透明な値上げが起こることが懸念されます。

環境性など成分に違いのない都市ガスの自由化に対する消費者の期待は、保安の確保と料金の低廉化です。特に料金規制が撤廃される都市ガス事業では、上記の目的に適う料金など消費者取引の保護策、及び都市ガスの選択肢拡大のための条件整備をお願い致します。

- 1、経過措置料金が外れる都市ガス事業者の需要家のうち、実際に他燃料に転換できない集合住宅や賃貸住宅の消費者については経過措置料金を残すべきで、消費者が他の都市ガスを選べる状況になった場合のみ経過措置を外すという措置が必要です。選択ができない消費者がいることがわかっていながら、自由化ということで一律に経過措置を外すということは消費者保護の観点から外れるものだと思います。
- 2、加えて、都市ガス同士の競争が起きるための方策を取ってください。料金規制が撤廃された一定期間後にも家庭 消費者への新規参入が無い場合には、新規参入者からのガス卸希望があれば、ガス卸事業者や既存都市ガス事業 者は、一定量のガス卸を拒めない制度を作ることを約束して下さい。
- 3. 消費者の事業者選択の折には、電力スイッチングで一部電力に生じた混乱のないように、円滑なスイッチングシステムのための入念な準備が必要不可欠です。そのために、最低でも消費者件数が10万件以上の大規模な都市ガス事業者の準備状況については本会合でしっかり検証してください。
- 4、LPガスでは新規顧客獲得のために、ガス小売と屋内ガス配管等の不透明なセット販売 (無償配管等)の営業が 行われ消費者苦情となっています。都市ガスでは新築の屋内ガス配管は、託送約款でガス導管事業者が工事店や 価格を一律に決めることになっており、他燃料との競合上、工事価格を一律に下げてガス小売価格に転嫁するな ど恣意的に工事価格が設定される可能性があります。ガス託送約款で、独占となっている新築でのガス工事料金 が適切かどうか経産省が認可して下さい。同時にガス託送約款が免除され料金規制も供給約款策定義務もないガ ス事業者でも約款などでの工事料金の透明性を確保してください。
- 5、電力小売やLP販売契約と同じく、小売自由化後の都市ガスもクーリングオフ対象とし、無契約状態でも消費機 器保安が継続する制度をガス安全小委でしっかり検討して下さい。また経過措置約款が廃止された都市ガス地域 では自動的に最終保障供給がされる制度とし、また割高な最終保障供給を長期継続しなくて済むような制度設計 としてください。料金表を公開する多くの都市ガス新規参入者が出現するには、上記2、のガス卸取引の活性化 が必要不可欠です。
- 6. その他、「託送料金の請求書等への明記」や「需要家への不当な情報提供」など電力小売取引と同じく、消費者選 択に資する情報提供や消費者保護策を遺漏なく制度設計して下さい。
- ※経過措置料金が外れる事業者は、需要家一人ひとりに対し面接や書面で、丁寧に、経過措置が外れ自由料金契約となる説明を行うことを義務づけてください。 以上